

令和6年5月1日から

## 「土庄町立地適正化計画」に基づく届出制度を開始します

(都市再生特別措置法に基づく制度)

土庄町では、都市再生特別措置法に基づき、令和6年4月に「土庄町立地適正化計画」の公表を予定しており、土庄町の都市計画区域に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定め、届出制度を開始します。

そのため、**令和6年5月1日以降、土庄都市計画区域の居住誘導区域外で行う住宅の建築等又は、都市機能誘導区域外で行う誘導施設の建築等については、着手の30日前まで町長への届出が必要**となります。

### [届出制度の目的]

この届出は、誘導区域外における一定規模以上の開発行為や建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内における誘導施策等に関する情報提供を行うことにより、区域内への立地を検討いただくために設けられています。

### [届出の対象となる行為]

住宅	対象区域	居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地が居住誘導区域内外にまたがる場合は、居住誘導区域内として扱う(届出不要)。ただし、土砂災害に関する区域が含まれる場合は届出対象とする。</li></ul>
	届出対象	開発行為※	<ul style="list-style-type: none"><li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li><li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為が1,000㎡以上のもの</li></ul>
		建築等行為	<ul style="list-style-type: none"><li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li><li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li></ul>
誘導施設	対象区域	都市機能誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合は、都市機能誘導区域内として扱う(届出不要)。</li></ul>
	届出対象	開発行為※	<ul style="list-style-type: none"><li>誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為※を行おうとする場合</li></ul>
		建築等行為	<ul style="list-style-type: none"><li>誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li><li>建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li><li>建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</li></ul>
		誘導施設の休廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合</li></ul>

※都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいいます。

※詳細の居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、土庄町ホームページにてご確認ください。

※誘導施設は、土庄町ホームページにてご確認ください。

「土庄町立地適正化計画」に関する問い合わせ先

土庄町建設課 (TEL: 0879-62-7006、E-mail: [kensui@town.tonosho.lg.jp](mailto:kensui@town.tonosho.lg.jp))